

●香川県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年11月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市仏生山町甲46番20地先 から 高松市三名町21番1地先まで	12.1～46.1	124	令和2年10月6日付け香川県告示第300号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年11月7日